

平成 25 年 10 月 28 日

内閣官房 TPP 政府対策本部 御中

公益社団法人日本農業法人協会
(公 印 省 略)

日本の T P P 交渉参加に関する意見提出について (第二弾)

標記の件について、下記の通り当会の意見を提出いたしますので、最大限のご配慮をされることをお願い致します。

記

一 TPP については、情報の公開、透明性の確保を図り、交渉により収集した情報は、国会、国民に迅速かつ丁寧に開示すべきである。

特に 10 月に開催されたインドネシア(バリ)での会合後、4 月に衆参両院で決議(注)された重要 5 品目について、一部の細目で「聖域」の対象から除外することを検討することが報道されるなど、国民の不安を増長する進め方となっている。

既に、当協会が提出した意見書(平成 25 年 7 月 17 日)で要望している通り、万一、例外なき関税の撤廃が進むと農業を基幹産業としている地方経済に大きな影響を及ぼし、崩壊につながる可能性がある。政府におかれては、タリフラインを含む情報の公開と国民に対する透明性の確保を図っていただきたい。

注：第 183 回国会(平成 25 年 4 月 18 日)参議院農林水産委員会決議

第 183 回国会(平成 25 年 4 月 19 日)衆議院農林水産委員会決議

二 4 月に衆参両院で決議された重要 5 品目については、「聖域」として関税撤廃の除外品目とすべきであり、T P P 交渉の過程で聖域が確保できないときは交渉から脱退していただきたい。

また、タリフラインについては重要 5 品目以外にも、群馬県などを主産地とするコンニャク、北海道を主産地とするでん粉用ばれいしょ、茨城県、千葉県、宮崎県、鹿児島県を主産地とするでん粉用かんしょなど、関税撤廃による地域経済への多大な影響が懸念される品目があり、これらについても十二分の配慮が必要である。

三 日本では、J A S 法やトレーサビリティ法などの原産地表示に関する制度が整備されており、産地情報を消費者まで伝達することで、消費者の利益を守っている。特に人間の健康と生命の維持に不可欠な農産物を始めとする食料品については、日本の原産地表示を基本として、消費者(国民)の利益は遵守されるべきであり、輸入原材料の生産国の表示などは適切な原産地表示がなされるべきである。

四 I S D 条項による紛争解決方法による裁定結果によっては、一部企業などのビジネス環境の改善を優先するあまり、国家の主権(各国が構築してきた制度・規制など)が軽視される可能性がある。

T P P 参加国の紛争解決手続きについては、国家の主権が遵守され、公正・中立性が確保されるような措置が確保できるのか国民に説明していただきたい。

以上